



移住・定住補助金あります



～各種補助金により若者・子育て世帯の移住・定住を支援します～

定住支援事業補助金

志布志市に定住するための住宅の取得を、移住者だけでなく、現在市内に居住されている方についても支援します。

申請期間：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象者	① 令和7年1月1日から12月31日までに、自らが居住するための住宅を取得し、自治会に加入し、5年以上居住する意思のある方 ② 申請時において、 64歳以下の方 ※ 令和7年度から、年齢要件をなくし、 全年齢が対象 となりました。
補助対象経費	住宅（中古のものを含む。）の取得費用
補助額	基本額 30万円
加算額	① 地元事業者加算 地元事業者で住宅を新築した場合 30万円 ② 若者加算 世帯全員が 39歳以下 である場合 50万円 ③ 子ども加算 18歳未満の子ども1人につき 20万円
例：地元事業者で住宅を新築した39歳以下の世帯で、18歳未満の子どもが2人の場合 基本額30万円＋①地元事業者加算30万円＋②若者加算50万円 ＋③子ども加算2人×20万円＝ 150万円	

若者・子育て世帯移住支援事業補助金

若者・子育て世帯の志布志市への移住を支援します。

申請期間：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象者	① 令和7年1月1日以降に転入した（転勤・出向によるものは除く。） 39歳以下 の世帯であって、5年以上居住する意思のある方 ② 就業要件を満たしている方 ※ ①と②の要件の両方を満たしている必要があります。
補助額	基本額 20万円
加算額	18歳未満 の子どもを帯同して移住した場合 1人につき 5万円
例：39歳以下の世帯で、18歳未満の子ども2人を帯同して移住した場合 基本額20万円＋子ども加算2人×5万円＝ 30万円	

空き家バンク登録促進事業補助金

空き家バンクへの登録による移住希望者等への情報提供を促進するため、空き家のリフォーム工事等を支援します。

申請期間：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで



詳細はこちらから



補助対象費用	空き家（空き家バンクに登録された物件に限る。）のリフォーム工事と家財道具処分に要する費用		
補助額	① リフォーム工事	事業費の2分の1	上限額 50万円
	② 家財道具処分	事業費の2分の1	上限額 10万円

結婚新生活支援事業補助金

若年層の婚姻に伴う新生活のスタートを支援します。

申請期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



補助対象者	① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦またはパートナーシップ宣誓書を受理されたパートナーであって、共に 39歳以下 であり、5年以上居住する意思のある方 ② 世帯の合計所得が500万円未満である方 ※ ①と②の要件の両方を満たしている必要があります。
補助対象費用	住宅賃借料（6か月分までに限る。）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、住宅購入費用、住宅リフォーム費用、引越し業者または運送業者に支払った費用
補助額	① 夫婦またはパートナーが共に 29歳以下 の世帯 補助上限額 60万円 ② 夫婦またはパートナーが共に 39歳以下 の世帯 補助上限額 30万円

奨学金返還支援事業補助金

奨学金の貸与を受けて進学した若者の奨学金返還を支援します。

申請期間：（認定申請）令和7年4月1日から令和8年2月27日まで
（交付申請）令和7年4月1日から令和8年3月31日まで



補助対象者	① 令和7年4月1日時点で市内に居住している（転勤・出向によるものは除く。） 34歳以下 の方であって、奨学金を返還している方 ② 正規雇用の労働契約に基づき就業している方、独立して自ら事業を営む方、自営業の方、農業等親元で就業している方、個人事業主に雇用されている方 ※ ①と②の要件の両方を満たしている必要があります。
補助額	補助上限額 24万円 ※ 前年度に返還した分を対象とします。繰上償還や利子を含みます。

松山町新橋地区、尾野見地区に、坪1万円の住宅用地分譲中！

・新橋地区

●分譲面積／502.37㎡（約152坪）

・残り1区画

●分譲価格／1,523,000円

●所在地／松山町新橋6674番地5

●交通／松山新橋バス停徒歩9分

松山ICまで2.2km（車で4分）

松山小学校まで徒歩15分

・尾野見地区

●分譲面積／462.95㎡（約140坪）

・残り1区画

●分譲価格／1,403,000円

●所在地／松山町尾野見3014番地38

●交通／志布志市街地まで10km

尾野見小学校まで徒歩15分

尾野見バス停徒歩7分

各種補助金の申請方法や詳細につきましては、志布志市のホームページをご覧ください、市役所窓口またはお電話でお問合せください。



志布志市

【問い合わせ先】

志布志市役所 総合政策課 地域政策グループ
電話：099-472-1111（内線443・444）